

陳情第 77 号

令和2年11月24日

米子市議会議長 様

倉吉市新田129

足羽 佑太

050-5880-3399



米子市議会における、広報・公聴制度のあり方について (陳情)

第一 陳情の趣旨

議会に対し、市民・県民等から意見や要望などがきた場合、それを全議員に配布し、周知することを求め、陳情します。

第二 陳情の原因

(1) 経緯の説明～文書の提出

私は、7月22日、米子市議会に対し、「請願・陳情の審査結果通知に係る文書のあり方について (通知)」と題する文書を、電子メール (添付) にて発出した。なお、文書そのものの宛先は米子市議会議長となっていたが、当該メールを送った際のあて先には、米子市議会議長、議会運営委員会委員長、総務常任委員長、米子市議会事務局長、関係機関の長を含んでいたものである。

(2) 提出後の経過

議会に提出後、8月や9月頃まで一切音沙汰がなかったので尋ねると、議会事務局の説明では次のようなものであった。

「文書の性質が (通知) となっていたので、回答を求めるものとは思わなかった。また回答を求めたいのであれば、再度陳情書か何かの形で出してほしい」

文書の題名において、性質を示す記載が (通知) となっても、(回答) をすることは憚られるものではないし、一見して明白に回答不用である旨を記載していた場合はさておき、送って何ヶ月も返答をしないのはおかしいはずである。また、一旦苦情を出して、それを議員に伝えるために、同一のものを再度出せというのはおかしいと思い、「きちんと当初出した文書を全議員に周知し、また、議運などで議論してほしい」「きちんと回答がほしい」旨を伝えたところ、議長に回覧して協議する旨と、次のような答弁があった。

「ちょうど、直近の議運で、土光議員が、請願陳情の審査結果通知について議題にされる。そのときにでも」

しかし、その議運の議事録にも記載がなく、1-2ヶ月して再度尋ねると、「勘違いしていた」「思っていたものとは別の議論をされたようです」

そこで、再度苦情を言うと、11月18日の議運で議題にあがる旨いわれたが、米子市議会に乗り込んで傍聴していたところ、本件苦情についての発言はなかった。尋ねると、「事務局からの説明として、市民から、陳情の審査結果通知に関するあり方について「いろいろな意見をいただいている」旨は伝えた」ということだった。



しかし、その意見書のコピーは、11月18日現在、議員に配られていないことがわかった。これで、議員が「いろいろな意見」を知る事などできるだろうか。

聞くと、「どこまで公式に言っているのか分かりませんが、事前に、議連の正副委員長には、議員に配布しない旨確認しており、議会事務局が独断できめたものではありません」とのこと。

しかし、議長名で出しているものについては、議会そのものに出しているものであって、個人に出しているのではない。きちんとそれを各議員に配らないと、議員それぞれはそれを知り、それに対し、行動をとることができない。

議会に対し、「このようにしてください」と、議会改革にもつながる貴重な提言や意見であって、陳情や請願ではないものについても、陳情や請願のように、まずは全議員に配る抜いが必要である。

なお、県議会では、議会に対する県民の声として、議連に報告され、結果的に全議員に周知がなされる。場合によって、関係議員などに直接渡される事もある。

よって、市民・県民等から提言・意見などがきた場合であって、請願や陳情ではないものについても、それをまず全議員に配布し、周知することを求め、陳情します。

陳情書

令和2年11月25日

米子市議会議長様

提出者 米子市淀江町 淀江692-1

河本六美 (米子市連合婦人会副会長)

0859-56-2935 090-4104-2980

米子市市有地であるところの百塚古墳群について
産業廃棄物最終処分場建設計画の決定がなされる
まで、古墳を壊さず現状保存するよう鳥取県に
要望をなすことに関する陳情

1 要旨 百塚古墳群の歴史的価値を鑑み

お号墳は遺跡として保存をすべきと思っております。
少なくとも、産業廃棄物最終処分場建設計画が
決定されるまでは、現状を凍結保存するよう
鳥取県に要望していただくことです。

2 理由 町おかしから、私は、地元民でありながら、産業処分場
予定地の、このような歴史的価値を有することを承知していません
でした。「水と緑と歴史、まち淀江」の住民として、自負
はありましたが、百塚古墳群が5〜7世紀初頭から
古墳122基で構成されており、今回発掘調査されて
いるお号墳は、現存する唯一の前方後円墳であるという
こと、また、現地説明会(11月21日)では、調査がす
まわった後、縄文時代、狩猟のための落し穴が
あった跡、弥生時代には、柱を立てた住居跡、
その後、これらの上に、この前方後円墳(26m)が、土が
崩れたような、エッジを削ぎ、土状にして、墳丘を造成
した跡などが出土しているという事を知り、それそれ
興味深く、非常に歴史的価値の高い場所であること
に感銘いたしました。

しかしながら、前回の現地説明会(10月18日)より、
より土がえぐり取られ、石室の岩片石が無造作に
まわりに放り出されている様子を見て、何か悲しい気持ち



にかりました。

まわりのロケーションは、日本海の方には島根半島まで見渡せ、
当時はなかったであろう、後の「竹やぶ」の方には、大山が雄々と
そびえています。このような美しい眺めの丘に、古代人の云々
が宿っているような気がしたのは、大勢の見学者のうち、私
ひとりではなかったと思います。

古代の人からのメッセージを、私たちは真しに受けとらなくては
だと思いません。「ここはダメ！」...ここに眠る、この地を
守り、生きてきた多くの人たちの魂の叫びに、今こそ耳を傾け
産業廃棄物最終処分場としての使用を見直すべきで
あると感じました。

とりわけ、現段階で県による地下水調査がなされて
いる今、刻々と失われつつある歴史的遺産を、せめて
事業が確定するまで、現状保存する様求めます。

米子市の土地、財産である上から、県に強く要望に
ほしいです。

ふるさとには、自然は今の現代人のためだけにあつたのでは
ないはずで、この地に暮らし、豊かな土地を守り、育んで
きた先祖の思いを、私たちは次世代、未来の人たちへ
つないでいく責務があると思います。

米子市の市有地である場所から出た遺跡です。しっかり
向きあつて、本当に大切なことは何か、考えていただきたいと
切に願います。